

○和光市あき地の環境保全に関する条例施行規則

昭和48年8月30日

規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、和光市あき地の環境保全に関する条例（昭和48年条例第25号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(業者のあっせん)

第2条 市長は、あき地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が当該あき地の不良状態を除去できないときは、所有者等の申出により、その除去をする業者のあっせんをすることができる。

2 前項のあっせんを受けようとする所有者等は、あき地の雑草等除去業者あっせん申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(勧告及び命令)

第3条 条例第5条の勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第5条に規定する命令は、命令書（様式第3号）により行うものとする。

(立札の表示等)

第4条 市長は、所有者等からあき地の利用提供の申出があったときは、そのあき地に、公共の利用に供する旨の表示を行うものとする。

2 市長は、所有者等から当該あき地を使用する旨の申出があったときは、直ちに返還するものとする。

附 則

この規則は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第45号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の和光市あき地の環境保全に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

あき地の雑草等除去業者あっせん申出書

年 月 日

和光市長 様

申出者 住所
氏名 印
電話

私が所有(管理)しているあき地の雑草等を除去したいので、実施する業者のあっせんで申し出ます。

あき地の所在地	和光市
あき地の面積	平方メートル
あき地の現況	
雑草等除去希望日	年 月 日頃

様式第2号(第3条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

勸 告 書

和光市あき地の環境保全に関する条例第5条の規定により、次のとおり勸告します。

1 勸告の内容

2 期限

3 理由

様式第3号(第3条関係)

指令文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

命 令 書

和光市あき地の環境保全に関する条例第5条の規定により、次の措置をとることを命じます。

1 命令事項

2 期限

3 理由

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、和光市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として(訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)